

軍務課

常務

8540

頁七〇一

陸軍

八五

秘電報譯

二月十七日午前七時五分發

第 號

陸軍

次長

宛

發信者

波集團參謀長

波集參電第二〇四號

一一般邦人ノ佛印及泰國渡航ニ関シ當

軍ニ於テハ同地ガ作戰地域ニ關係上

軍ハ中央部ノ證明ヲ有スル者又ハ現地軍

ノ嗶呼寄證明ヲ有スルモノニ限定許可シ來

リシ所當地總領事館ニ於テ邦人ノ外國渡航

事務ハ外務大臣ノ主管スル所ナラズ

佛印及泰向ト渡航者ニ對シ旅券ヲ発行ス
 ル場合暴徒ハ外務官憲ニ於テ事前軍ノ
 辭解ヲ得アルヲ以テ右證券ヲ有スル邦人ノ渡航
 差支ナシトノ見解ヲ有シ居ルモ右旅券發行
 者ト雖モ軍ノ許可ヲ必要トセザルヤ指示相
 成度

ニ最近南方軍ノ呼寄證明ノ持参者或ハ取
 敢ズ内地ヨリ廣東ニ來リ南方渡航ノ手續
 ヲ願出ル者等漸ク多ク加ハツツアルニ際シ

陸軍

陸軍密第九九號係ル中央ヨリ指示ト一月七日
 附南總參密第六九號及二月十二日附
 南參二電第五六一號以テセル南方軍ノ
 申入内容トノ間ニ稍々間隔アルヤニ思料
 セラルルニ就テハ此ノ際中央部ニ於テ更ニ一
 的ニ指示相煩シ度
 通電先陸參考 參總南方軍

(終)

1920

決行指定

次官

決裁指定

永久

保存期限

政務次官回付 決裁前連帶
參與官回付 決裁後連帶

決行(決裁)後
回覽課名

大官	大臣	主務局長	主務課長	主務課員
房官	次官	高級副官	主務副官	書記官
了結	領受	出提	領受	號番
昭和	昭和	昭和	昭和	九四
年	年	年	年	月
三月	三月	三月	三月	日
五日	五日	五日	五日	日

行決後	行決後
覽回	覽回
局長	局長
課長	課長

長局	長局
長課	長課

大臣 委

次官

政務 次官

參與官

高級副官

主務副官

書記官

審案 筆記者

波集團

邦人、南方渡航制限関係件

起元應(課)名

昭和十七年三月五日

(陸亞密電)

次官ヨリ波集團參謀長支那派遣軍
南方軍各總參謀長宛電報案

(暗號)

波集參電第二〇四號返

一般邦人ノ佛印、泰渡航者ニ對シテハ

外務官憲ニ於テ別紙標準(空送)ニ

基キ旅券ヲ發給スル如ク政府ニ於テ

陸軍

決定セラレアルヲ以テ貴軍ニ於テハ

右趣旨ニ依リ在外公館ヲ指導

相成度

從テ右旅券ニ對スル軍ノ許可ハ

必要トセサル意見ナリ

ニ貴電第二項占領地渡航者ニ關

スル手續ニ就テハ近ク指示セララル

0764

著

通電先波 (参考岡總軍)



陸軍省
一三六

昭
和
拾
七
年
參
月
參
日



一 被邦人ノ佛印、泰渡航許可標準

(1) 再渡航者ハ現地ニ商社ヲ有スルモノ又ハ其ノ使用人ニシテ
時日本ニ歸朝シ又ハ渡航地以外ニ出張シタルモノ

(2) 在留邦人ノ呼寄ニ係ル家族

(3) 従業員ノ交替ハ但シ歸朝セル彼交替者ハ交替者ガ現地ニ滞在
スル限り再渡航者トシテ認メス

(4) 被僱用者ノ補充

但申請者ハ僱用ノ事實ヲ證明スル資料ヲ提出スルヲ要ス

現存ノ事業ヲ維持スルニ必要ナル最少限ノ増員

右ノ場合現地大使館並ニ日本貿易會ノ調査報告ヲ參考ニシテ

説明ターゲット

次の原稿破損

8 年 12 月 19 日

主務者又は

撮影立会者 坂根嘉和 

アジア歴史資料センター

六 一 旅 行

ヲ代表者ヲ推選セシムル右代表者ハ三ヶ月以内ノ旅行

(甲) 製造業者ノ調査調査等ニ關スル旅航ニ付テハ前項ニ準テ日本

貿易會ヲシテ當該生産者團體ト連絡ヲ取り代表者一名乃至二

名ヲ推薦セシムル右代表者ハ三ヶ月以内ノ旅行

(乙) 日本貿易會職員ノ旅航ヲシテ商工省ニ於テ推薦シタルモノ

(二) 前記以外ノモノニ付テハ原則トシテ關係各省何レカノ推薦アル

モノニ限り關係各省連絡ノ上決定スルコト

關係各省ノ推薦ナキモノハ原則トシテ不許可トスルコト